

日本作業療法学会における緊急時対応の手引き

1. (目的)

この手引きは、緊急事態¹⁾により日本作業療法学会の開催を中止する場合等の決定や対応を定めることを目的とする。日本作業療法士協会（以下、協会）は緊急事態の規模や周辺状況を判断し、第一に参加者の身の安全確保に務める。中止の際の周知方法については緊急事態の状況により可能な限りの対応とし、協会および運営事務局（運営委託業者）が責任をもって進める。

¹⁾ 本手引きで定める緊急事態とは、大規模災害（自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、テロ、感染症等の不測の事態を指す。

2. (中止の決定)

学会の中止は、学会運営委員会が協議し、協会長が決定する。

また、中止とした学会は延期して開催しない。

3. (中止決定の周知)

中止については、以下の方法で周知を行う。

1) 開催の2日以前に学会の中止を決定した場合

(1) 日本作業療法士協会ホームページに掲載

(2) 会員ポータルサイトに掲載

(3) メールアドレス登録者については、メールでの配信

2) 開催前日または会期中に学会の中止を決定した場合

上項 3.1) (1) ~ (3)

(4) 開催会場における中止の案内

また、運営事務局において、問い合わせ電話およびメールでの対応を行う。

4. (参加費等について)

1) 開催されなかった場合（全プログラムが中止の場合）

(1) すでに参加費を支払っている者については、本人からの申し出があった場合に限り、運営事務局より返金を行う（振込手数料協会負担）。個人ではなく、大学・官庁・企業等の所属機関からの入金による場合においても同様に、申し出があった場合に限り返金を行うが、その執行にあたっては、事前にそれら機関の事務担当者との取扱いを確認する。

(2) 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルなどに係る費用については、協会は負担しない。

(3) 講師への謝金・旅費交通費の支払いは行わない。しかし、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合に限り、必要な費用を講師へ支払う。

2) 会期中に中止となった場合（プログラム進行中に中止が決定した場合）

(1) 参加費は返金しない。

(2) 参加者の旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルなどに係る費用については、協会は負担しない。

(3) 協会はすでに行われている講演等の講師への謝金・旅費交通費を支払う。また、協会は、その他、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合は、必要な費用を講師へ支払う。

5. (学会開催地以外で緊急事態が発生した場合)

- 1) 学会運営委員会は事態の情報収集を行い、当該地の状況を確認し、協会長と対応について協議する。
- 2) 学会運営委員会は必要に応じ、プログラムや講師の変更等を行う。
- 3) やむを得ず参加が不可能となった者ですでに参加費を支払っている場合は、本人からの申し出があり、学会運営委員会が確認し理事会が認める場合に限り、運営事務局より返金を行う（振込手数料協会負担）※。
- 4) 旅費交通費・宿泊費およびそのキャンセルなどに係る費用については、協会は負担しない。
- 5) 行われなかった講演等の講師への謝金・旅費交通費の支払いは行わない。しかし、すでに経費（旅費交通費、通信運搬費等）が発生している場合に限り、必要な費用を講師へ支払う。

また、運営事務局問い合わせ電話およびメールでの対応を行う。

※交通機関の遅延、欠航、臨時着陸等の場合あるいは罹災により居住地が損壊した場合には、交通の遅延証明書、欠航証明書、臨時着陸証明書、罹災証明書等とともに、申請書を提出する。その他の事由による不参加の場合には必要書類とともに申請書を提出する。

上記の手続きを基本とするが、被災の状況も考慮しながら柔軟な対応を行う。

6. (未発表演題の取扱い)

- 1) 緊急事態により参加が不可能となった発表者の演題は未発表の扱いとし、学会抄録データベースから削除する。プログラム集印刷後に取消し（未発表扱い）となった場合も、引用および業績としての扱いはできないものとする。発表予定だった研究内容は他学会へ応募できることとし、次年度大会で発表を希望する者については、抄録内容に変更がない場合に限り、査読を行わずに採択とする。
- 2) 上項 6. 1) についての案内は、協会および当該作業療法学会ホームページに掲載するとともに、状況に応じ該当者へメールあるいは郵送にて行う。

附則

1. この手引きは、第 53 回日本作業療法学会から適用する。